

四日市市庁議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市庁議規程の一部を改正する規程

四日市市庁議規程（昭和52年四日市市訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(主宰及び構成)</p> <p>第2条 庁議を主宰する者（以下「主宰者」という。）及び構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 部長会議は、市長が主宰し、副市長、各部長、会計管理者、<u>監査事務局長</u>及び教育長、副教育長、消防長、上下水道事業管理者、病院事業副管理者並びに議会事務局長をもって構成する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(主宰及び構成)</p> <p>第2条 庁議を主宰する者（以下「主宰者」という。）及び構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 部長会議は、市長が主宰し、副市長、各部長、<u>広報監</u>、会計管理者、<u>危機管理監</u>及び教育長、副教育長、<u>教育監</u>、消防長、上下水道事業管理者、病院事業副管理者並びに議会事務局長をもって構成する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(付議事案)</p> <p>第3条 庁議に付議する事案は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長会議</p> <p>ア 経営戦略会議</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>四日市市総合計画</u>に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>(付議事案)</p> <p>第3条 庁議に付議する事案は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長会議</p> <p>ア 経営戦略会議</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>行政経営戦略プラン全体</u>に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>

(付議手続)

第5条 市長会議、副市長会議及び調整会議に事案を付議しようとするときは、当該事案の処理期限等を十分勘案のうえ、庁議付議要求書（別記様式）に市長会議、副市長会議及び調整会議に必要な資料を添えて政策推進部長に付議要求しなければならない。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

2 政策推進部長は、前項の規定により付議要求があったときは、速やかに市長会議、副市長会議及び調整会議に付議しなければならない。

(付議手続)

第5条 庁議に事案を付議しようとするときは、当該事案の処理期限等を十分勘案のうえ、庁議付議要求書（別記様式）に庁議に必要な資料を添えて政策推進部長に付議要求しなければならない。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

2 政策推進部長は、前項の規定により付議要求があったときは、速やかに庁議に付議しなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

年 月 日			
政策推進部長 様		_____ 部長	
庁 議 付 議 要 求 書			
1. 開催日時 及び場所	年 月 日 時～ (所要予定時間 分)	場所	
2. 区分	市長会議		副市長会議
	経営戦略 会 議	政策会議	
3. 件名			
4. 概要			
5. 関係法規			
6. 付属資料			
7. 出席者			
8. 主管部局	部 課 (担当:)		

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(政策推進部政策推進課)